

# 令和5年度福島廃炉産業ビジネス総合展（仮称） 運營業務委託 プロポーザル募集要領

## 1 事業目的

福島イノベーション・コースト構想の重点分野である廃炉関連産業の育成・集積に向けて、県内企業に廃炉関連産業のビジネスマッチング・PRの場を提供し、廃炉関連産業の集積を図るため、県内外元請企業や研究機関等を巻き込んだ展示会を開催することを目的とする。

## 2 業務概要

### （1）委託業務名

令和5年度福島廃炉産業ビジネス総合展（仮称）運營業務

### （2）業務内容

別紙「令和5年度福島廃炉産業ビジネス総合展（仮称）運營業務委託仕様書」のとおり。なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

### （3）予算額履行期間

契約締結日から令和6年12月28日まで

### （4）委託費の上限

4,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 企画プロポーザルに係る事項

### （1）プロポーザルの参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 福島県に本社又は支店、営業所を有する者であること。

イ 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要領等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競争等妨害等に起因する案件に限る。）

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事更生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。

キ 募集からプロポーザル審査の日までに福島県から指名停止を受けていない団体であること。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規

定による暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（法人の役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者。

ケ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

コ 福島県の県税を滞納している者でないこと。

サ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## （2）実施要領等の入手方法

実施要領及び各様式等については、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下、「福島イノベ機構」という。）のホームページからダウンロードして入手するものとし、福島イノベ機構の窓口又は郵送等での配布は行わない。

（福島イノベ機構のURL：<https://www.fipo.or.jp/>）

## 4 事業内容に関する質問の受付について

### （1）質問書の提出

ア 提出書類

質問書（様式第1号）

イ 提出期

令和5年5月29日（月）17時まで（必着）

ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

### （2）質問書に対する回答期限及び回答方法

令和5年6月1日（木）までに、福島イノベ機構ホームページ（<https://www.fipo.or.jp/>）に回答書を掲載する。

## 5 参加表明について

### （1）提出書類

参加表明書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和5年6月8日(木) 17時まで(必着)

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

## 6 企画提案書等について

(1) 提出書類

以下の書類を作成し、簡易に製本したものを5部提出すること。

ア 企画提案書(任意様式)

- ・企画内容・事業の取組内容を別紙「令和5年度福島イノベ産業総合展(仮称)運営業務委託仕様書」に基づき提案すること
- ・本事業の実施内容について独自の提案をすること
- ・年度末までの事業実施工程について明確にすること
- ・過去に同様事業を受託している場合は、その実績一覧を添付すること

イ 法人の決算関係書類(直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書)(様式任意)

ウ 見積書(様式任意)

(予定総額に加え、積算の内訳が分かるもの)

エ その他会社概要が分かる書類(会社案内、パンフレット等)(様式第3号または任意様式)

オ 業務実施体制書(様式第4号)

カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第5号)

(2) 提出期限

令和5年6月15日(木) 17時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) その他

- ・複数の企画提案書を提出することはできない。
- ・プロポーザルに要する経費は全て提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は返却しないものとする。また、第三者には開示しない。
- ・企画提案書等提出後に参加辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出すること。

## 7 業務委託予定者の選定

(1) 選定方式

プロポーザル審査会での企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に評価し、業務委託予定者(随意契約の予定者)を選定する。

(2) 審査基準及び配点

| 評価項目      | 配点  | 判断基準                                                                                                                    |
|-----------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 企画内容    | 40点 | ○事業趣旨に沿った提案か<br>○各エリアの展示レイアウトは工夫されているか<br>○廃炉産業のPRとして効果的か<br>○ターゲットに向けた周知・情報発信方法は十分な効果が見込めるものか<br>○イベント実施時の安全性は確保されているか |
| 2 業務の実施体制 | 50点 | ○類似業務の実績があるか<br>○業務の実施体制が整っているか<br>○事業内容を十分に理解しており、事業計画が実現可能なものであるか                                                     |
| 3 事業費の妥当性 | 10点 | ○見積金額が提案内容と照らして妥当であるか                                                                                                   |

## 8 プロポーザル審査会

(1) 日 時 令和5年6月19日(月) ※開始時間は別途通知

(2) 場 所 福島イノベ機構 福島オフィス大会議室

(3) その他

ア プレゼンテーション時間は25分以内(10分以内の説明、15分の質疑)

イ その他参考資料(プレゼンボード、写真等)の持ち込みは認める。ただし、追加資料の配付は認めない。パワーポイントを使つてのプレゼンを行う場合は令和5年6月12日(月)

17時までにデータを提出先まで送付すること。(当日のPC持参可)

## 9 審査結果の発表及び通知

(1) 通知予定日: 令和5年6月22日(木)

(2) 審査方法: 審査会にて決定する。

(3) 審査結果: プレゼンテーション参加者全員に対し、書面で通知する。

## 10 契約手続

本業務に関して最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行い、交渉の結果、仕様を確定した上で契約を締結する。

なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがある。また、契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者に該当する場合は契約締結を行わない。これらの場合は、次点者と契約の締結交渉を行うものとする。

## 11 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本公募型プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 予算が超過しているもの

## 12 想定スケジュール（全て令和5年に実施）

|                |            |
|----------------|------------|
| 5月23日（火）       | 公募開始       |
| 5月30日（火） 17時まで | 質問書提出期限    |
| 6月 1日（木）       | 質問書回答（予定）  |
| 6月 8日（木） 17時まで | 参加表明書提出期限  |
| 6月15日（木） 17時まで | 企画提案書提出期限  |
| 6月19日（月）       | プロポーザル審査会  |
| 6月22日（木）       | 審査結果通知（予定） |
| 6月下旬           | 業務委託予定者打合せ |
| 6月28日（水）（予定）   | 契約締結       |

## 13 各種書類提出先・問い合わせ先

〒960-8043 福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

産業集積部 廃炉関連産業集積課 担当：佐藤

電話024-581-7046 FAX024-581-6898

E-mail [hairo-matching@fipo.or.jp](mailto:hairo-matching@fipo.or.jp)